

理由説明書（異議申立書）

本説明書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第9条第1項の規定に基づき、農林水産大臣（以下「処分庁」という。）が平成22年10月18日付け22消安第6067号で行った一部開示決定（以下「原処分」という。）に対する、開示請求者（以下「不服申立人」という。）からの異議申立てに関し、情報公開法第18条の規定に基づき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するに当たり、原処分を維持することについての説明である。

原処分において、一部不開示とした理由及び原処分を維持する理由は、以下のとおりである。

1 原処分における不開示理由

第10～15回の牛豚等疾病小委員会の議事録のうち、個人情報、企業や団体に関する情報、国が行う原因究明等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、これらを公にすることにより、今後同様の委員会を行う際に支障が生じるおそれがあるため、情報公開法第5条第1号、第2号及び第6号に該当するので、不開示とした。

2 昨年4月の宮崎県における口蹄疫の発生概要及び発生に伴い開催された牛豚等疾病小委員会について

(1) 宮崎県における口蹄疫の発生概要

宮崎県において、昨年4月20日、国内では10年ぶりに口蹄疫の発生が確認された。発生農場は計292農場に及び、患畜等以外の家畜に殺処分を前提としたワクチン接種を行ったことから、殺処分家畜は約29万頭に至り、我が国の畜産業に甚大な被害をもたらした。

(2) 口蹄疫発生に伴い開催された牛豚等疾病小委員会等について

牛豚等疾病小委員会とは農林水産省内に設置されている、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会に置かれている小委員会であり、当小委員会の所掌事務は食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規により、

① 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること

② 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと

とされている。

本小委員会は口蹄疫ワクチン接種など過去に前例のない防疫対策を実施するため、昨年4月の宮崎県における口蹄疫の発生以降、計6回開催（第

10回～15回)した。これら6回の開催については、その内容が個人情報、企業に係る情報及び疫学関連情報(原因究明等に要する情報)を基に、国が行う防疫対策等について議論がなされたことから、食料・農業・農村政策審議会議事規則第3条第2項ただし書きの理由に基づき、会長が非公開としたものである。

3 原処分を維持する理由

(1) 異議申立書の(4)①において、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規により、本小委員会の所掌事務は

① 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること、

② 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと

であるから、情報公開法第5条第1号、第2号及び第6号に該当する理由で、議論の内容が全面非開示になることはあり得ないと述べられている。

また、同申立書の(4)②において、「口蹄疫の疫学調査に係る中間とりまとめ」において、疫学調査の目的及びその調査方法が公開されていることから、情報公開法第5条第1号、第2号及び第6号に該当とする理由はないと述べられている。

(2) しかしながら、以下の理由から、処分庁が判断した原処分は妥当である。

① 情報公開法第5条第1号及び第2号(個人、法人等に関する情報)

平成22年11月24日付けで公表された「口蹄疫の疫学調査に係る中間とりまとめ」においては、異議申立書に記載されているとおり調査方法は公開しているものの、氏名、法人名等の情報は、一切記載されていない。

他方で、本小委員会においては、具体的な個々の氏名、法人名に言及した議論が行われており、これらは、情報公開法第5条第1号及び第2号において原則不開示とされている「特定の個人・法人を識別できる情報」に該当する。

② 情報公開法第5条第6号(事務又は事業に関する情報)

本小委員会は、牛豚等の疾病の専門的、技術的な助言をすること等を所掌事務としているが、当該助言等は、国・県が家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づき、

ア 個人の財産である家畜に対し殺処分を強制したり、

イ 発生農場以外の周辺の感染していない農場の家畜の移動制限を行ったりする

など他に類例のない程の強制的な権限を個々の生産者に行使するための

前提として行われるものであり、その責任・重要性は極めて重いものがある。

このように、仮に、今後の政策の在り方等について一般的な議論を行う他の審議会等と性質を異にしている本小委員会における個々の委員の詳細な発言内容を開示することとした場合、委員が議論の過程における一発言にまで論難され、責任を問われることをおそれるがあまり、本来、専門的・技術的な観点から活発になされるべき議論が十分になされなくなるおそれが極めて高い。

このため、本小委員会の議事録は、情報公開法第5条第6号において、不開示となる「公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する。

なお、本小委員会における大まかな議論の概要については、毎回、議事要旨としてとりまとめ、速やかに公表しているところである。